

一般社団法人日本肘関節学会
学術集会会長選出規程

(趣旨)

第1条 定款第7章第43条2項で定める日本肘関節学会学術集会(以下「学術集会」という)の会長選出に関して、その選出方法および手続きについて定めるものとする。

(選出方法の原則)

第2条 会長は、学術集会開催を希望する評議員(学術集会が行われる年の3月31日現在で満66歳未満の者)とする。自薦、他薦を問わない。理事会にて会長候補者を決定する。

(選出する開催年度)

第3条 会長の選出は、原則として選出手続きを行う年の3年後に開催する学術集会について行うものとする。

(選出手続きの時期)

第4条 会長の選出手続きは、例年、概ね次に掲げる時期に行うものとする。

- (1) 自薦、他薦 受付開始10月1日 締め切り11月30日
- (2) 理事会での協議・会長候補者選出：3月理事会
- (3) 社員総会での承認：3月

(会長候補者の募集)

第5条 会長候補者の募集は、本学会ホームページで告知して行うものとする。

2 本学会事務局は、前項による告知が行われたときは、評議員に対して速やかに電子メールでその旨通知するものとする。また本学会ホームページも募集していることを広報する。

(届出の提出)

第6条 会長に自薦する、あるいは他薦される評議員は、次に掲げる事項を記載した届けを第5条の告知で指定された期日までに本学会事務局に書面にて提出しなければならない。

(別紙)

- 1 氏名
- 2 所属ならびに役職
- 3 所属先住所
- 4 生年月日
- 5 電話番号およびFAX

- 6 メールアドレス
- 7 評議員以外の役職歴（理事、各委員会委員長、委員など）
- 8 推薦者（評議員）および推薦理由（他薦の場合）
- 9 学会を主催するにあたっての抱負

（理事会での協議等）

第7条 本規程第2条で定める会長を選出するための理事会の協議または理事の投票

次の手順で行うものとする。

- （1）理事会は、候補者が1名の場合、協議を行い選出する。
- （2）候補者が2名以上の場合、理事の投票により選出する。
- （3）前項の投票は、理事1人1票を投票するものとし、出席理事の過半数を獲得した候補者を会長候補として選出するものとする。
- （4）1回目の投票により選出できなかった場合は、1回目の投票結果の上位から2位までを候補者として、前項の方法により再度投票を行うものとする。
- （5）2回目の投票で獲得した票が同数であった場合は、理事長が決定する。

（規程の改正）

第8条 この要項を改正するときは、会則等検討委員会で審議し理事会の決議によって決定する。

附則

- 1 この細則は、2025年3月13日から施行する。
- 2 なお候補者がいなかった場合には、理事は基準を満たした者（評議員で学術集会が行われる年の3月31日現在で満66歳未満の者）を1月末日までに、理事会に推薦することができる。理事会は第7条の手順に準じ、会長候補者を選出する。